

第4回利水・水需要管理部会検討会（2006.9.26開催）結果報告		2006.10.6 庶務発信		
開催日時	2006年9月26日（火）13:30～17:00			
場所	ぱるるプラザ京 4階 研修室3			
参加者数	委員9名 河川管理者32名			
<b>1. 決定事項</b>				
・第5回利水・水需要管理部会検討会を10月10日 10:00～12:30に開催することが決定した。河川管理者から「フルプラン」「異常渇水・利水安全度」「三重県・伊賀市の水道事業」について説明して頂く。				
<b>2. 検討の概要</b>				
<b>①「利水・水需要管理部会検討資料」（たたき台）（060926版）について</b>				
資料1 「利水・水需要管理部会検討資料」（たたき台）（060926版）について部会長より説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。				
<b>○「たたき台」への指摘事項</b>				
・第2章までのポイントは、P1③で新たに提案されている「総合水資源管理制度」だろう。これまであまり議論していないので、今後審議していかなければならない。 ←水需要抑制は水道事業者にもさまざまな努力を強いるが、ライフスタイルの変化、都市開発や街づくりにも関わってくる。河川法の範囲を超えるので、都市問題とどう調整するかが問題だ。				
・河川環境の観点から河川にどれだけの水量が必要なのかという視点が必要だ。最低限必要な水量が議論されなければならない。 ←河川に必要な水量を考えるのは無理ではないか。歴史的な経緯まで検討しないといけなくなる。				
・P7「1.2 水需要管理」は最も重要な項目だ。委員会が水需要管理をどう考えているのか、もっと具体的に書かないといけない。				
・たたき台の各論を見ていった時、それぞれの提案がどう繋がるのかをわかりやすくして頂くとありがたい。河川管理者としては、無駄な水を河川に流しているわけではないので、河川の水を増やすためには今使っている水を減らす方向しかない。このため、時間がかかるとも、節水の啓発に力を入れざるを得ないかと考えており、「こういう状況に対してどうしていけばよいか」という具合に目的と意見をセットにして頂けるとわかりやすい。また、河川管理者の無駄な点に対するご指摘や雨水利用等の利用側からのご意見もあるだろう（河川管理者）。				
・たたき台「3.5 治水」では琵琶湖だけが取り上げられているが、既設多目的ダムで利水容量を減らして治水容量に変更するといったことがなされており、これが利水面のリスクになるのであれば、意見書の中でコメントしておいて欲しい。				
<b>○「意見書」の方向性について</b>				
・たたき台の作成作業の中で痛感したことは、今以上に水需要抑制を利水者に求める成果・見返りとして「未利用水を環境に還元する」という考え方を一般の方々に説明しないといけないということだ。今後、どのように意見書の作成を進めればよいか、ご意見があれば頂きたい。 ←「水需要抑制によって水を環境に還元する」という表現には違和感がある。「環境に悪影響を与えないために河川からの取水量を減らす」ということだ。水循環の中で人間がコントロールできるのは取水量だけだから水需要抑制をやろうとしている。たたき台には「水循環」の視点が抜けている。				
←河川からの取水量を減らすことで平常時に河川に流れる水量が増える。このことが環境にとってプラスになるという論理が水需要管理の説明の仕方ではないか。また、水需要管理のねらいとして、渇水対策があげられる。渇水と水需要管理についても記述してはどうか。				
・利水と環境の関係でわかりやすいのは、ポトマック川の例だろう。ポトマック川では、行き過ぎた利水予測によるダム計画（16つのダム計画）に対して環境側から反対が起きた。詳細な調査の結果、水融通を行うことによって最終的には2つのダムしかつくらなかった。一方で、我々が環境にどれくらい価値を認めるのか、環境の価値と人間にとての水の価格（water pricing）を比較検討してその地域の社会的合意を形成していくという流れもある。たたき台で示されている「環境側が水需要抑制のコストを負担する」という考え方が理屈に合っているのかを検討していかないといけない。				
・この意見書が何を目的にして書かれ、意見書を受け取った者がどう使うのか。この10年で水道事業者の経営もスリム化してきた。水道事業も経営改善される。流域委員会が果たす役割はあくまでも方向性の提				

- 案・意見の提出なので、権限を持った組織が必要だという趣旨が強く出てこないといけない。
- ←やはり河川管理者の役に立つ意見書でないといけない。その後ろに利水者がいるということではないか。誰に向けた意見書なのかをはっきりしておかないといけない。
- ・水需要管理（抑制）によって新たな水利権を確保する必要がなく、ダムによる環境への悪影響も回避できるという筋書きはわかりやすい。水道事業者は経済的インセンティブが働くないと動かないでの、その点についても検討しないといけない。水道事業者が自発的に水需要管理に対応することのメリット（volunteer compliance, win-win game の関係、ISO14000）を意見書に書かないといけない。
  - ・渇水時に対策協議会が開催されるが、ポトマック川では渇水時だけではなく、その時点での気象条件や水需要をもとに検討する定期的な会議を持っている。そういう試みが淀川水系で可能なのか。
  - ・意見書が「あるべき論」で終わるのか、それとも、「試行モデルの提案」になるのか。現行の枠内で工夫できる試行モデルを示すことがまず第一歩だ。制度を作っていくためには、府県とともに包括的にやっていくことができるのかどうか、誰が環境負担するのかといった話になってくる。そのためには水の価格を評価する必要がある。数値評価はできないが、相対的な価値評価（他地域との比較、過去未来との比較）や進んでいるのかどうかのチェック（benchmarking）は可能だと思う。また、水需要を構造的に変える方法と日常的に水需要を抑制していく方法がある。日常的に水需要を抑制していくと、渇水時に行政の責任が問われる所以、あらかじめ当事者間でリスク分担等の合意が必要だ。
- ←福岡県では建築確認に先行して節水計画を提出させてチェックをしたり、一定規模以上の建築物には雑用水道の設置義務を課している。県としての節水目標を掲げ、具体化するためのプランがあるのだろう。権限を集めてやれば実現可能性は出てくる。
- ・琵琶湖水位と水需要抑制のポイントは、異常渇水時の対応だ。当初 BSL-90cm 以下に下がれば、琵琶湖の環境に劇的な悪影響が出ると思われていたが、平成6年の大渇水では BSL-123cm に達したが、想像よりも軽い影響しかなかった。異常渇水時には、環境側に一定の我慢をしてもらうという考え方もある。利水、治水、環境がそれぞれどこまで我慢するのか。前もってどのようなことが起きるのかを知った上で我慢するのと知らないで我慢するのとでは違う。異常渇水時に環境側が我慢するかわりに不可逆的な環境への影響が回避できるというメリットは大きいと考えている。
- 水需要管理の考え方について**
- ・環境や利水の面からだけではなく、世界的な水不足という面からも水需要管理を考えないといけない。ダムによって水を供給するというのが利水の中心だったが、これを変えざるを得ない。「河川水を貯める」という管理を脱却し、無駄な水を使わない管理に資する管理制度が必要だ。河川管理者の権限外でなかなか実現できないとしても、委員会はさまざまな方法を提案していかないといけない。河川管理者自身はこういった基本的な考え方をどう思っているのか。権限の壁があるとしても、それを打開するための方法について河川管理者の意見を出して欲しい。
  - ・水資源開発が進められ水が余ってきた。河川管理者はさらなる水資源開発を進めるために、集中豪雨や異常渇水を新規ダム開発の理由にしてきたが、確かにこういった事象への対策を立てておく必要は認められる。その対応策として、新たな水資源開発（施設対応）で行くのか、それとも水需要管理で行くのか。河川管理者にはどうしても譲れない部分を教えて欲しい。
- ② 今後の進め方について**
- ・「利水・水需要管理部会検討資料」（たたき台）（060926版）をもとに検討を進めて頂きたい。委員に意見を求めるよりも、部会長が担当委員を決めて修正をお願いするという進め方がよいだろう（委員長）。
  - ・本日頂いたご意見を元にたたき台を修正する。次回担当委員を決めて修正をお願いし、検討を進めたい。11月末の利水・水需要管理部会ではある程度固まった案を提出したい（部会長）。

以上

※結果報告は、委員の皆様に主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。